

沖縄県景観向上行動計画
(“美ら島沖縄”風景づくり行動計画)

令和5年3月

沖 縄 県

<目次>

序章 行動計画の概要	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の期間.....	1
3. 計画の位置づけ	2
第1章 行動計画の体系	3
1. 景観形成を取り巻く今日的課題.....	3
(1) 全国的な社会動向を背景とした課題	3
(2) 沖縄県の政策的課題.....	4
2. 沖縄の風景づくりの基本理念と基本目標	5
3. 現行行動計画及び風景づくり関連施策の点検・評価	6
(1) 行動計画の概要と点検・評価	6
(2) 風景づくり関連施策の点検・評価.....	8
4. 行動計画の現状と課題	10
5. 行動計画における各主体の役割.....	11
6. 行動計画の体系	13
第2章 行動計画	14
1. 分野別行動計画	15
A 自然・歴史（骨格となる自然・歴史の風景づくり）	15
B 地域の特性（地域らしさをいかした統一感のある風景づくり）	22
C 人と暮らし（季節や生活を感じさせる風景づくり）	28
D 公共空間等（沖縄らしさをいかした創造的な風景づくり）	34
2. 分野横断の取組	42
(1) 意識啓発・情報発信.....	42
(2) 人材育成	43
(3) 研究開発.....	44
3. 重点施策：モデル的地区の認定と支援.....	45
(1) モデル的地区の設定.....	45
(2) モデル的地区の要件.....	46
第3章 計画の推進に向けて	47
1. 計画の推進体制	47
(1) “美ら島沖縄”風景づくり協議会の設立	47
(2) 協議会の体制.....	47
(3) 協議会とモデル的地区の関連	49
2. 計画の進捗管理	50
(1) PDCA サイクルの循環.....	50
(2) 持続可能な体制づくりの実現に向けた点検・評価方法の構築	50
(3) 計画全体の評価指標の整理.....	51
参考資料	52
1. 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）	52
2. 参考事例：福岡県美しいまちづくり協議会.....	55
3. 用語集	56
4. 計画の全体像	58

序章 行動計画の概要

1. 計画の目的

沖縄県では、沖縄の望ましい景観の将来像を描き、その実現を図るために、国・県・市町村・関係団体等、各主体の役割分担を明確にしたアクションを具体化するとともに、官民一体で風景づくりに取り組む体制を構築するため、平成24年度に「沖縄県景観向上行動計画（以下、『行動計画』）」を策定しました。

策定後は、沖縄らしい風景づくりを進めるための県民に対する意識啓発や学習機会の創出、人材育成、良好な景観形成のための技術開発、公共事業における景観への配慮等に取り組んできました。

本計画は、策定から10年が経過し、景観に対する県民意識の高まりや社会状況の変化に対応するとともに、沖縄の景観の価値を再認識し、官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むことを目的に、風景づくりに関する今後10年間のアクションプログラムとして取りまとめるものです。

2. 計画の期間

行動計画の対象とする期間は、2023年度（令和5年度）～2032年度（令和14年度）の10年間とします。

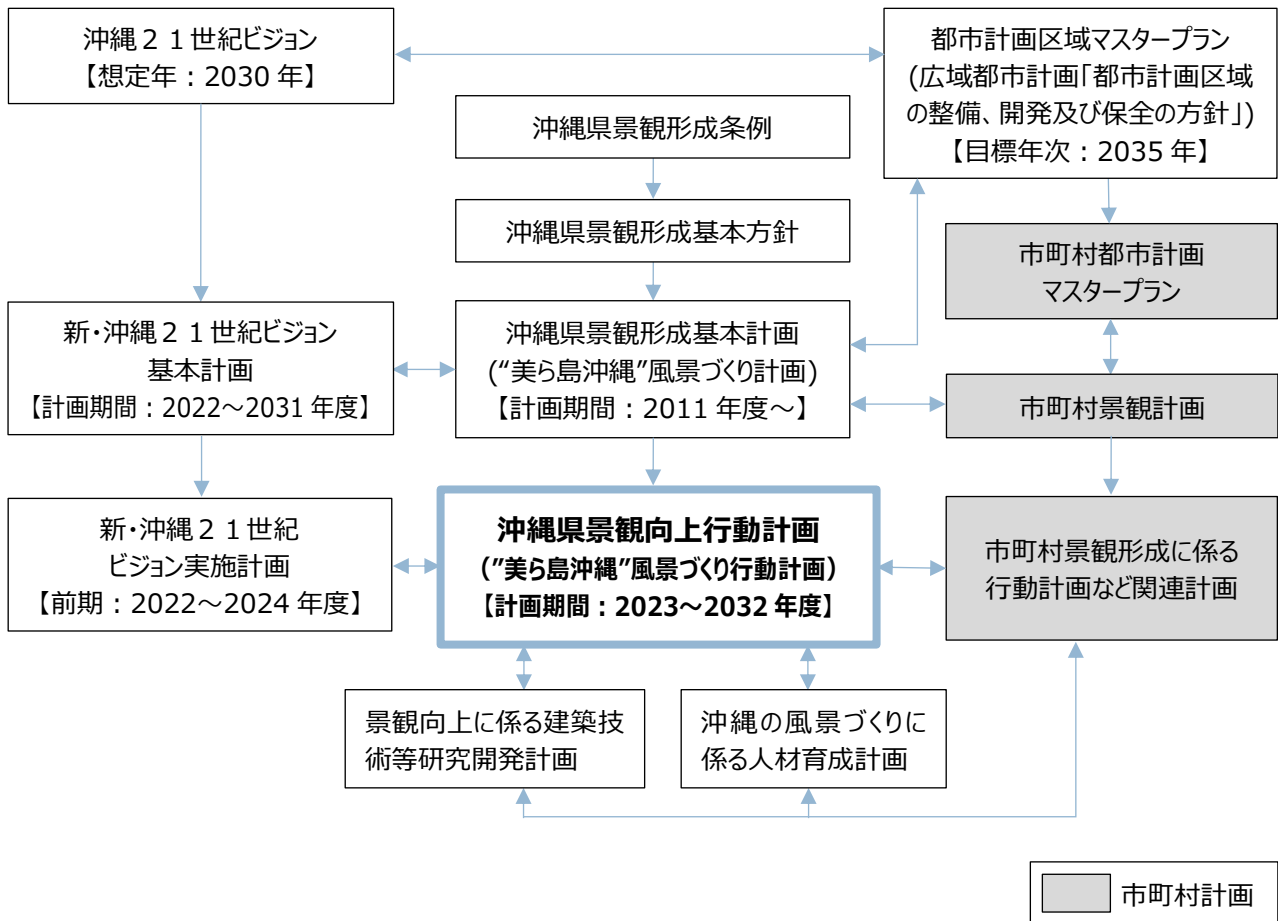
3. 計画の位置づけ

沖縄県では、「沖縄県景観形成基本計画（“美ら島沖縄”風景づくり計画 以下、『景観形成基本計画』）」（2011年1月）において、県全体での風景づくりの基本方針や各主体の役割を定めています。また2022年5月には、沖縄振興特別措置法に基づき、2022年度から10年間の沖縄振興計画として「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定したところです。

行動計画は、この2つを主な上位計画とし、「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」と連携しながら、行政及び民間の景観にかかる取組を明らかにするものです。

一方、市町村では景観計画の策定や改定が進められており、市町村単位で景観形成に係る行動計画など関連計画の作成に取り組んでいるところもあります。市町村で策定する関連計画は、各市町村それぞれの地域特性・施策を反映するものであり、風景づくりの全県的取組を網羅することを主眼としている本計画とは、関係する箇所において連携していくこととします。

本行動計画は各主体の計画を規定するものではなく、それぞれの方針等を確認・共有するものであり、もって沖縄県における風景づくりの更なる推進を図るものです。



第1章 行動計画の体系

1. 景観形成を取り巻く今日的課題

社会動向はこの10年間で大きく変化しています。今後10年間の行動計画策定にあたっては、時代の潮流や上位計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」で示されている課題や方向性を踏まえ、以下のキーワードに留意しつつ、施策や取組を検討する必要があります。

(1) 全国的な社会動向を背景とした課題

① 高齢社会への対応、持続可能性

- 人口減少・高齢化に伴う景観づくり（維持）の担い手不足や財政不足への対応
- 赤瓦、漆喰、石積み、石工、木軸組など伝統工法の継承、職人育成など
- 定住だけでなく関係人口を増やす空家・空き地の活用・管理、ワーケーション推進

② 防災、強靭化

- 無電柱化の推進
- 倒壊危険性の高いブロック塀から生垣などへの転換
- 防風林、防潮林の適正維持と景観形成

③ ゆいまーやSDGs、ESG投資など官民連携と景観づくり

- 沖縄のゆいまーとクラウドファンディングの親和性を生かした、景観形成の原資形成
- 企業の社会貢献への関心度の高まりをうけ、景観づくりを通じたCSR推進
- ソフトパワーの発現に向けた景観形成に係る人材育成

④ DXやSociety5.0の実現と景観づくり

- 景観関連情報のオープンデータ化等
- 屋外広告物など登録情報、届出など関連情報をGIS上で一元化
- 情報発信の充実（風景結々ポータルサイトの拡充など）
- ドローンによる景観解析やXR（VR、AR、MR等）技術を生かした情報発信、合意形成ツールとしての活用

⑤ ニューノーマル、新型コロナウイルス感染症への対応

- 職場、自宅以外の第3の場所（サードプレイス）の形成と、身近な環境改善（公園、ポケットパーク等）
- 緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用
- 新たな生活様式に対応したワーケーション推進

(2) 沖縄県の政策的課題

①歴史・文化～ソフトパワーの発現～

- 独自の歴史・文化を体現する風格ある空間の形成
- 身近な景観資源の維持保全・継承（景観重要建造物、景観重要樹木等の維持・保全）
- 馬場、毛など古くからの民俗芸能の場、民俗風景の保全

②自然と環境共生～低炭素から脱炭素社会～

- 身近な緑の創出と保全
- 市街地における緑陰空間（クールスポット）の形成等
- 廃棄物の建材活用、古材（赤瓦、石灰岩）のリサイクル
- 集落における屋敷林など緑の消失への対応

③沖縄の価値を高める景観形成と観光による付加価値向上による好循環

- オーバーツーリズムへの対応と海浜など自然景観の保全
- サイン案内を含む屋外広告物景観の向上
- クルーズ船ターミナルとみなとまちづくり（船上からの視点場に留意）
- 観光による付加価値向上を景観形成の原資とする好循環の構築

④首里城復興及び首里城周辺まちづくり

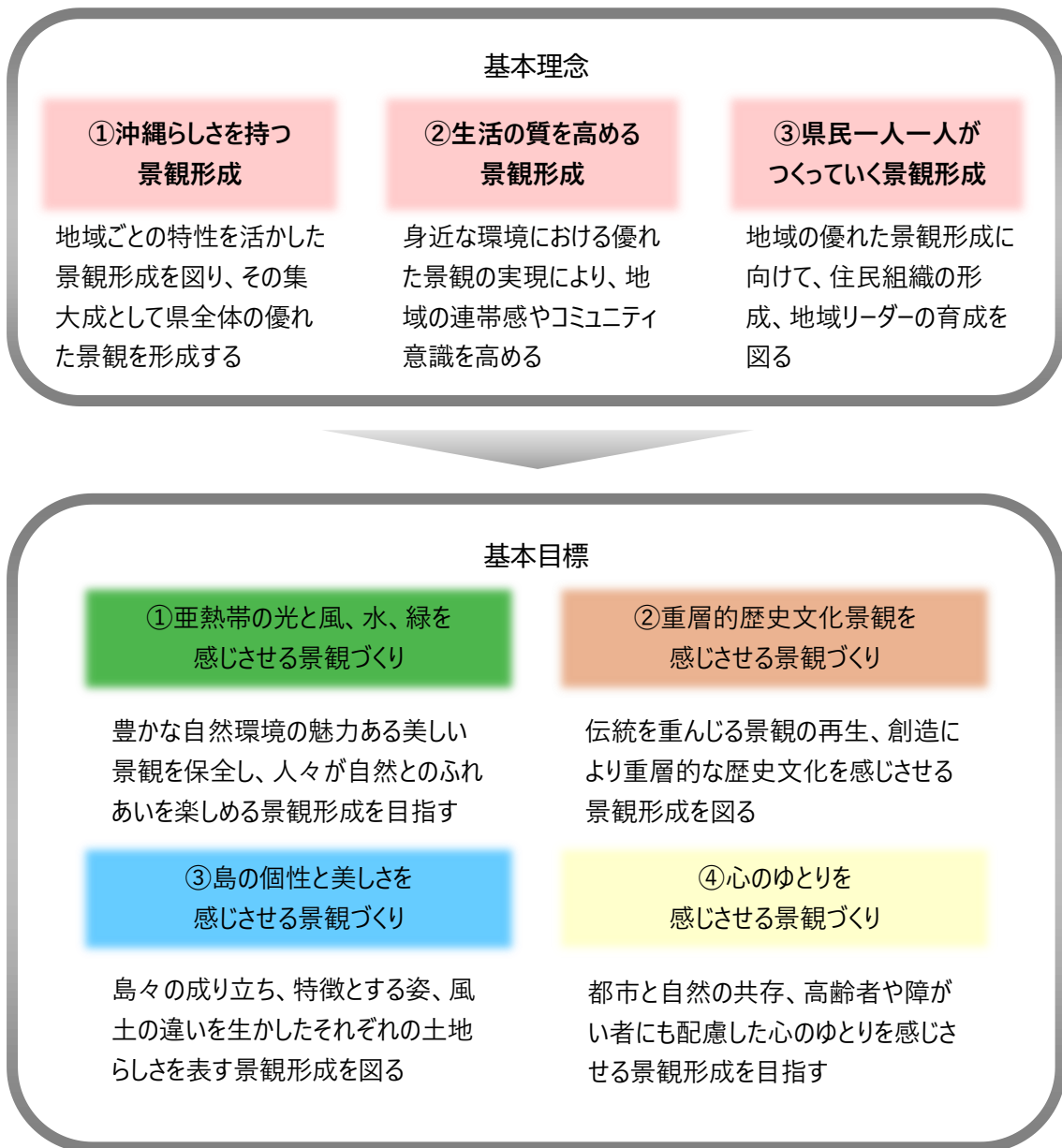
- 新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進

2. 沖縄の風景づくりの基本理念と基本目標

1995年（平成7年）に示された沖縄県景観形成基本方針では、3つの基本理念と4つの基本目標を掲げました。また、上位計画である景観形成基本計画においてもその基本理念及び基本目標が受け継がれ、本県の景観形成に係る施策・取組の前提となっています。

本計画においても、これら基本理念及び基本目標を踏襲し、多様な主体へ共有し、具体的取組を展開していくものとします。

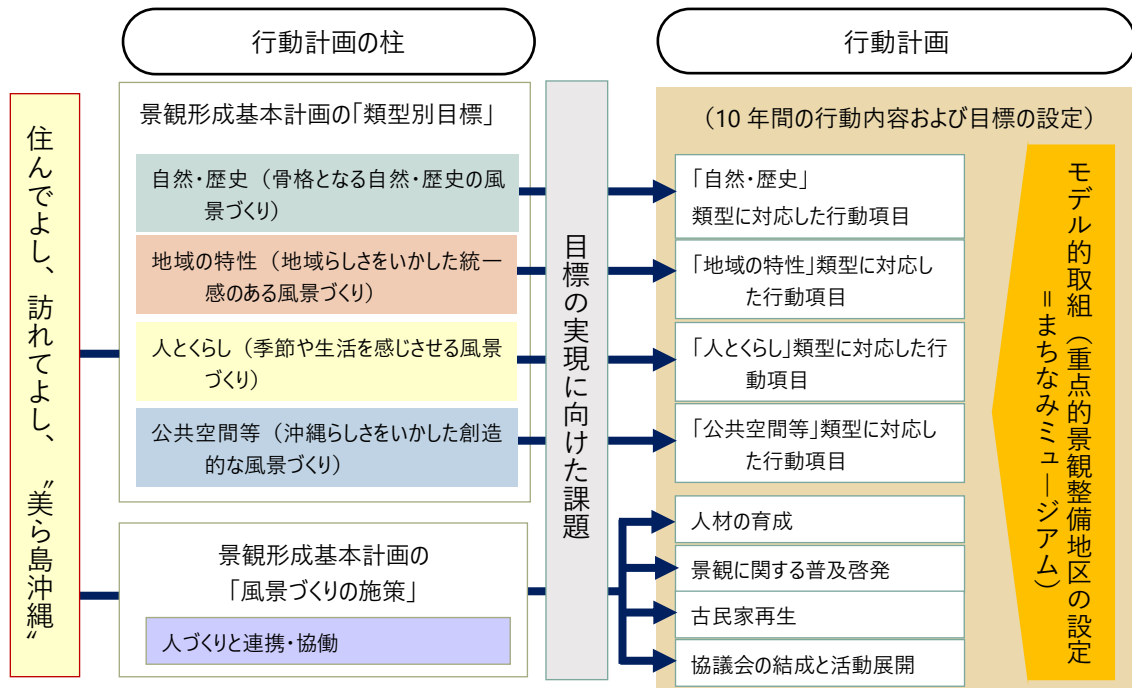
以下に、基本理念及び基本目標（沖縄県景観形成基本方針より）を示します。



3. 現行行動計画及び風景づくり関連施策の点検・評価

(1) 行動計画の概要と点検・評価

現行の行動計画では、景観形成基本計画の「類型別目標」と「風景づくりの施策」に対応する形で、関係主体における10年間の行動内容及び目標を設定しています。



現行の行動計画の各取組について10年間の点検・評価は以下の通り整理します。

行動計画の柱		目標・施策	点検・評価（概況）
A 自然・歴史	A1 森林・緑の稜線	美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 「豊かな自然が保全されている」の県民満足度が向上し、県民の緑化活動が進んだ。 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録された（R3.7）。
	A2 自然海岸	亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全と回復等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 市町村景観計画において、海域まで含めた景観計画区域の設定、自然環境との調和を目指した景観地区指定などが進んだ。 自然環境に配慮した海岸整備延長が増加し、海域での赤土堆積状況が改善された一方、海域水質環境は横ばいで推移した。
	A3 眺望景観	自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望景観の保全等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 市町村景観計画において、眺望点の認知や掘り起こしが進み、眺望景観を考慮した景観形成基準（高さ、形態意匠等）が設定された。
	A4 世界遺産周辺・眺望	世界遺産からの眺望や周辺地域の保全・回復等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産周辺は市町村景観計画において歴史文化の拠点として重点地区や景観地区に指定され、より厳しい景観形成基準が設定された。

B 地域 の 特 性	B1 伝 統 集 落・まちなみ	伝統集落・歴史的まちなみの風景の形成・育成等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の住むまちの景観、町並みが美しい」と感じる県民満足度が向上した。 ● 市町村景観計画において、伝統集落や歴史的まちなみの重点地区や景観地区指定等により景観保全の取組が進んだ。 ● まちなみミュージアム候補地における人材育成やまちなみを生かした観光振興等の動きがみられ、伝統集落・歴史的まちなみの保全・修景への意識向上が図られている。
	B2 市街地	緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の住むまちの景観、町並みが美しい」及び「公園や親しめる自然などがまわりにある」の県民満足度が向上した。 ● まちなかの緑化については、景観計画に基づく基準や景観地区、地区計画等に基づく取組により、市街地における緑化推進が図られている。 ● まちなみミュージアム候補地における人材育成が実施され、まちなみの保全・修景への意識向上が図られている。
	B3 農村風景	農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村景観計画において、農地景観の保全等の位置づけが進んだ。
C 人 と く ら し	C1 生活景	季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくりを図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村景観計画において、地域の景観資源の掘り起こしや認知等が進んだ。 ● まちなみミュージアム候補地における風景づくりサポーター、地域景観リーダーの育成等を通して、地域の魅力再発見や景観に対する意識向上につながっている。
	C2 夜景	地域の魅力を高める夜景の創出・演出を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村において季節ごとのイルミネーション等、夜景の演出・イベントが行われている。 ● 一部市町村の景観計画においては、特定照明等に関する届出対象行為や基準が定められており、良好な夜景の保全等に取り組んでいる。
	C3 伝統・芸 能・まつり	歴史・文化が息づく伝統の風景の保全・創出を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村景観計画において、地域の伝統行事や催事が行われる場など大切な場所周辺における景観形成基準（形態意匠・色彩等の配慮）の設定等が進んでいる。
D 公 共 空 間 等	D1 大規模開 発	望ましい県土構造の姿をみすえた風景の創造等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業における景観評価システムを構築し、事業分野ごとの景観チェックリストに基づく評価や専門家によるアドバイス会議の開催等を行っている。
	D2 道路・河 川・海岸等	自然景観や歴史的風土に配慮した風景の創造等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進している。 ● 観光アクセス道路の緑化延長が増加した。 ● 「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」や「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画（R4.9）」の策定など、良好な沿道景観形成の技術開発や方針策定が進んだ。 ● 景観評価システムにより、景観に配慮した社会資本整備が進められている。
	D3 拠点施設 等	沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 空路では南ぬ島石垣空港ターミナル（2013年）、那覇空港国際ターミナル（2016年）、みやこ下地島空港ターミナル（2019年）、海路では那覇クルーズターミナル（2014年）、平良港クルーズバス（2022年）などが新たな沖縄の玄関口として整備された。 ● 外観・内観の素材（琉球石灰岩、赤瓦等）や亜熱帯の植栽等により、沖縄の玄関口にふさわしい景観の創出に努めている。

行動計画の柱		目標・施策	点検・評価（概況）
D 公共空間等	D4 屋外広告物	地域に不調和な屋外広告物を再構築し、地域の魅力の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の助言・指導を行っている。また、屋外広告物講習会を実施し、関係者の理解促進を図っている。 屋外広告物に関する事務の権限移譲が進んだ（19市町村／R3年度）。
	E1 地域人材の育成	地域において必要な人材の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> まちなみミュージアムの候補地において風景づくりサポーターや地域景観リーダーの育成、小学生を対象とした風景学習を実施し、地域の魅力再発見や意識向上の動機づけにつながっている。 地域まちなみガイド育成について、一部市町村において主に観光客を対象としたまちあるきガイドの育成やガイドツアーが行われている。
E 人材育成	E2 地域支援人材のスキルアップ	地域人材の育成を支援する役割を担う行政職員や専門家の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 景観行政コーディネーター研修を実施し、市町村の景観行政担当者同士の交流や課題共有、情報共有の場を提供している。 景観アドバイザーについては、一部市町村で独自に設置された。
F 景観に関する普及啓発	県民の沖縄らしい風景づくりに対する意識醸成を図る		<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、風景づくりシンポジウムを開催。 各市町村で景観計画の策定が進んでおり、計画に基づく届出や基準が運用されている。
G 古民家の再生・活用	沖縄の古民家を再生、活用する環境を整える		<ul style="list-style-type: none"> 建築関係技術者向けの講演会で、沖縄の伝統木造住宅（古民家）に係る公演を行い、古民家の再生・活用の普及・啓発を行った。
H まちなみミュージアムの指定と展開	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の目玉施策として「沖縄まちなみミュージアム」を位置づけ、地域による景観づくりの総合的な支援が期待されたが、支援を求めている特区制度の確立に至らず、住民や市町村にとって直接的なメリットを示すことができないまますべてが候補地とどまっている。 各地における協議会の設立が進まなかった。今後、同様にモデルケースをつくり他地区へ展開していくことは重要であるため、地域における体制づくりを支援できる仕組みが必要である。 		
I 協議会の設立及び活動	<ul style="list-style-type: none"> 現行動計画の策定に伴い、官民が一体となった風景づくりの推進を目的に「沖縄県風景づくり推進協議会」を平成25年3月に発足したが、十分な活動ができないまま休会状態となっている。 		

※改定計画においては、上記の点検・評価を踏まえ、構成を整理する。

（2）風景づくり関連施策の点検・評価

沖縄21世紀ビジョン基本計画のうち風景づくり関連施策として、「1－（6）－ア 沖縄らしい風景づくり、イ 花と緑あふれる県土の形成」の項目について点検・評価を以下に整理する。

① 沖縄らしい風景づくり

成果指標名	基準値	現状値	目標値	達成状況	点検・評価
市町村景観行政団体数	21 団体 (H23 年度)	36 団体 (R3 年度)	41 団体 (R3 年度)	75.0%	計画値（41 団体）を達成できなかったものの、全国の移行率 41%と比べて県内 88%（36/41）と進展しており、当該目標値の設定が取組推進に貢献した。

成果指標名	基準値	現状値	目標値	達成状況	点検・評価
景観地区数	3地区 (H23年度)	10地区 (R3年度)	24地区 (R3年度)	33.3%	計画値(24地区)を達成できなかったものの、全国62地区の約16%と進展しており、当該目標値の設定が取組推進に貢献した。
景観アセスメント数	0件 (H23年度)	68件 (R3年度)	80件 (R3年度)	85.0%	概ね順調に進んでいるが、過年度に対象事業の選定や進捗について担当課との調整に時間を要したことにより、計画値(80件)を達成することができなかった。
無電柱化整備延長(良好な景観形成)	109km (H23年度)	169.3km (R3年度)	173.2km (R3年度)	97.7%	令和3年度の目標値173.2kmに対して、現状値169.6kmと97.7%の達成状況であり、概ね達成した。
自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	68.0% (R3年度)	70.2% (R3年度)	68.6%	環境・景観に配慮した多自然川づくりに向けた用地補償及び護岸工事を行ったが、下流から整備するという河川事業の特殊性から、事業効果を上げるのに時間を要しており、目標値の達成には至らなかった。
景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (H23年度)	11,673m (R3年度)	10,080m (R3年度)	達成	基準値4,850mに対し改善幅6,823m、現状値11,673mとなり、令和3年度目標値10,080mを達成し、主な課題の改善に寄与している。
歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (H22年度)	35.7ha (R2年度)	56.9ha (R3)	14.9%	首里城公園、中城公園、浦添大公園の公園利用に供する施設整備が遅れ、計画値56.9haに対し実績値35.7haとなり供用開始が遅れている。

②花と緑あふれる県土の形成

成果指標名	基準値	現状値	目標値	達成状況	点検・評価
県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	71件 (R3年度)	65件 (R3年度)	達成	緑化の普及啓発や緑化活動の推進により、県内における緑化活動の活性化等が図られている。
都市計画区域内緑地面積	62,536ha (H18年度)	75,775ha (H28年度)	69,013ha (R3年度)	達成	平成22年度に都市計画区域が増加したこと等から、現状値の緑地面積は基準値より増加している。実績値75,775ha(平成28年度)は計画達成している。
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人 (H22年度)	11.0㎡/人 (R3年度)	11.2㎡/人 (R3年度)	66.7%	環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向けて用地取得や園路、広場等を整備した。
主要道路における緑化延長	0km (H23年)	290km (R3年度)	300km (R3年度)	96.7%	令和3年度の目標値300kmに対して、現状値290kmと96.7%の達成状況であり、概ね達成した。また、令和3年度から、性能規定方式による道路除草を導入し、これまでの方式と同程度のコストで除草効果の期間が持続できており、一定の効果が現れている。

4. 行動計画の現状と課題

現行行動計画の点検・評価の中から見えた主な現状と課題について以下の通り整理します。

①景観行政団体への移行、市町村景観計画の策定

現行行動計画に位置づけられた数々の取組は、環境、観光、文化財、住環境、防災など、分野を超えた取組の中でも展開され、多様な角度から景観形成の取組が進んできました。

県内市町村の景観行政団体への移行(36自治体,88%)、市町村景観計画の策定(35自治体,85%)が進み、市町村の地域の実情や特性に応じた風景づくりの取組が進んでおり、県内各地で地域特性に合わせたルールづくりなどの景観形成が進んでいます。今後とも、良好な景観形成の情報発信や事例紹介等による意識啓発や景観計画改定に係る情報共有等により、生活の質を高める景観形成を推進していく必要があります。

②良好な景観形成に向けた意識醸成、公共空間の良質化

沖縄県においては、意識啓発のための風景づくりシンポジウムの継続実施、ポータルサイトの開設による情報発信、地域の方や行政職員の人材育成などに取り組んできました。

重要な公共施設整備に際しては、景観的視点からも影響を評価する「景観評価システム」を県事業において取組、道路、河川、海岸等のインフラ整備において、景観に配慮した生活空間の形成が進められています。今後は、国や市町村が実施する重要な公共事業における景観評価システムの横展開により、質の高い公共施設整備を図っていくことが必要です。

③県内のモデルケースづくり(現行計画における「まちなみミュージアム」)

一方、現行行動計画で良好な景観形成・保全・活用に向けた取組を重点的に行う地区として位置づけた「まちなみミュージアム」については、認定のメリットを明確に示すことができなかった点や認定要件(景観地区指定、協議会の設立等)の厳しさがハードルとなり、すべてが候補地(24地区)にとどまっています。

良好な景観の保全・育成・活用を重点的に進め、県内の景観形成をけん引するモデルケースづくりは重要であることから、認定要件を見直すとともに地域住民や事業者等にもわかりやすいメリットを示すことができる新たな制度創設を検討する必要があります。

④官民一体の取組体制の確立、行動計画の意識づけ

多様な取組等により、行政職員や地域における良好な景観形成の必要性等についての理解は一定進んだことから、地域や事業者等による自主的な景観形成の活動や取組の促進とともに、それらを支援する体制や仕組みの構築が求められています。

官民一体で風景づくりに取組む体制として、現行計画策定時に「沖縄県風景づくり推進協議会」を立ち上げましたが、定期的・持続的な開催ができず、平成28年度を最後に休会状態となっています。官民一体の取組体制の確立は重要であることから、多様な団体が参画でき、構成員の自主性を尊重しつつ持続可能な体制の在り方を検討し、体制のリニューアルを図る必要があります。

現行行動計画の内容を周知しておらず、また、前述の通り協議会が休会状態となっていたことから、多くの県民・事業者・関連団体等は行動計画の存在や内容を認知していないものと考えられま

す。行動計画改定にあたっては、位置づけた内容を共有するとともに新たな体制で計画の進捗管理等を行うなど、関係者一体となって行動計画の取組を推進する意識づけが必要です。

5. 行動計画における各主体の役割

以下に景観形成基本計画に位置づけられた各主体の役割及びそれらを踏まえ「10年間の行動」として行動計画で位置づける役割を示します。行動計画では各主体がそれぞれの役割を認識したうえで、連携して沖縄の風景づくりに取組むことを目指します。

主体名	景観形成基本計画に位置づけられた役割	行動計画で位置づける役割
国	<p>国は、県と協力し県内における景観施策の展開を図ります。</p> <p>(地方公共団体や住民による取組への支援や制度づくりなどの環境整備、加えて先導的役割を果たす／「美しい国づくり政策大綱」における国の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、市町村と連携・協力し各種景観施策の推進・展開を図る。 ● 庁内関係部局との連携を図り、公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る。 ● 風景づくり協議会の一員として活動に積極的に参加する。
県	<p>「県は、広域的な行政主体として、景観形成の重要な担い手である県民の意識、関心を高め、全県的な景観形成のためのボトムアップを図りながら、県土全体の景観形成の方向性を提示し誘導するものとします。また、景観形成の中心的主体である市町村の景観施策を積極的に支援するとともに、国とも連携を図りながら、専門的な支援、助言を行うものとします。この場合、市町村によって体制や人材、財政面において様々な課題を抱えており、一様に対応するのではなく、市町村の実情に応じた支援を行うものとします。併せて、県民への景観施策の普及啓発や多様な主体との意見交換や情報提供の場を設置するなど本県全体の景観施策の総合的な展開を図るものとします。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行動計画の策定と実現の推進。 ● 風景づくり事業の実施(横断的課題への取組具体化)。 ● 風景づくり協議会を設立し、中心となって積極的に運営する。 ● 庁内関係部局との連携を図り、県の公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る。 ● 市町村の取組を支援し、各地域の特色ある風景づくりを促進する。
市町村	<p>「景観は地域住民が日常生活の営みを通してつくり上げていくものであり、このことから景観行政を担う中心的主体は、地域と密接な関わりを持つ市町村にあるといえます。市町村は、このことを十分認識し、地域の景観特性や現状、課題などについて地域住民等と共通の認識を醸成しながら、地域の特色に応じたきめ細やかな景観形成推進のために、積極的に景観行政団体となり、協働による景観まちづくりを主体的に実践、推進していくものとします。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政を担う中心的主体として、各地域での施策を展開する。 ● 住民参加の推進、意見の吸い上げ・情報提供、啓発活動を各地域で展開する。 ● モデル的地区のまちづくり主体として、風景づくりを実践する。 ● 国・県・事業者等との広域的な連携を図る。 ● 景観上重要な市町村の公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る。 ● 風景づくり協議会の一員として活動に積極的に参加する。

第1章 行動計画の体系

主体名	景観形成基本計画に位置づけられた役割	行動計画で位置づける役割
事業者・関係団体	<p>「開発業者、設計者、施工業者、コンサルタント等を含むすべての事業者（関係団体）は、自らの行為が地域の景観に影響を大きく与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに努め、加えて率先して自ら景観づくりに参加、協力し、良好な景観形成に寄与するものとします。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各々の事業を通じた景観向上に取り組む。 ● その効果的な実現に向け、行政や関連団体と連携を図る。また景観形成の目標を共有する。 ● 特に景観形成に関連の深い事業者等は風景づくり協議会の構成員として、取組に協力する。 <p>※地域の一員として良好な風景づくりにつとめることは住民と同様。</p>
景観整備機構	<p>景観行政団体より指定を受けた景観整備機構は、行政、住民による景観形成を支援するパートナーとして、積極的に相談、専門家派遣、情報提供などを行います。</p> <p>また景観重要建造物や景観重要樹木の管理ほか、良好な景観づくりに係る調査等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 風景づくり協議会に積極的に参加し、効果的な活動を展開する。 ● 各景観行政団体の風景づくりに関して協力・支援する。 ● 専門性を生かす。
風景づくり協議会	<p>※官民協働に向けた取組の必要性について抜粋する。</p> <p>「“美ら島沖縄”風景づくりを進めていくためには、住民・事業者等、市町村、県のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組んでいくことが必要です。」</p>	<p>「“美ら島沖縄”風景づくり協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成の向上に係る本計画推進 ● 風景づくりに係る情報収集・意見交換 ● 風景づくりに係る人材育成 ● 風景づくりに係る県民の意識啓発等 <p>全県に係る風景づくりの推進組織として取組む。</p>
地域住民・NPO	<p>「風格ある“美ら島沖縄”をつくっていくため、住民自らが主役と認識し、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活の中で、住民・NPOが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に積極的に参加・協力していくものとします。」</p>	<p>※本計画では、住民及びNPOが左記のような役割を果たし、良好な景観形成を実現するために、行政や事業者がどのように、地域住民やNPOへ連携や働きかけを行うか、また、風景づくり協議会は、そこにどう関わるかを示す。</p>

6. 行動計画の体系

行動計画の改定にあたっては、沖縄県景観形成基本方針の基本理念と基本目標を引き継ぎ、10年間における社会動向や今日的課題等を踏まえ、現行計画の点検・評価に基づき、以下の通り行動計画の体系を整理します。

具体的には、景観形成基本計画の類型に対応した「分野別計画」とそれらを横断的につなぐ「分野横断の取組」、そして重点的に取組を支援する「モデル的地区」の3つから構成されます。また、行動計画の着実かつ効率的な推進に向けて、現行の沖縄県風景づくり推進協議会から拡充する形で新たに「“美ら島沖縄”風景づくり協議会（以下、「風景づくり協議会）」を設立し、官民一体の体制構築を図るとともに、風景づくり協議会で沖縄県内の風景づくりに関する情報共有や行動計画の進捗管理（PDCA）等を行います。

